

『管子』輕重篇の成立

金谷 治

はじめに

一 輕重諸篇の吟味

二 輕重諸篇の内部關係

三 輕重諸篇の成立とその時代

結 び

はじめに

『管子』の全體について、その成立の事情とその時代とを考え、その思想的特色を明らかにすると共に、それによって古代の思想史の流れを新しく豊かなものにするというのが、ここ數年來の筆者の研究テーマである。この小論はその研究の一環として輕重の諸篇を取りあげるものである。

周知のように、『管子』の全體八十六篇は、經言・外言・内言などという八類に分類され、輕重はその最後に位置する第八類であつて、『管子』の第六十八篇から第八十六篇を占める十九篇である。ただし、現在では三篇が篇名を傳えるだけで、十六篇が傳わっている。そして、その内容は、おおむね直接かつ具體的な經濟關係の資料であり、またおおよそ桓公と管仲との問答體の形をとっている。十六篇は、この點において、輕重という經濟術語を用いたその分類名にふさわし

く、またそれなりのまとまりを持つていとみられる。この十六篇を、ひとまず他篇と切り離して考察の対象とする根據は、十分にあるといつてよからう。事實、輕重諸篇に關する專論はこれまでにも少なからず、馬非百氏のように、幾十年をかけて検討をくりかえしている學究もいるのである。⁽¹⁾

では、輕重諸篇の問題として、最大の争點は何であらう。それはやはりその成立の問題ではないかと思われる。そこで語られる經濟原論ないし經濟政策そのものについては、たとえば米穀の統制・鹽鐵の專賣・平準の説・貨幣論など、主要な大綱は殆んど論じつくされた感があるが、ただその經濟思想をいつの時代におくかは、背景となる經濟史の情況とからんで、なかなか決しがたい複雑な問題となつてゐる。古く『管子經濟思想』を書いた黃漢は、春秋時代の管仲のものではないという立場から戰國時代の作品と定めたが、『管子』の各篇を詳細に検討した羅根澤は、輕重諸篇を一括して漢の武帝・昭帝期の理財學家の作と斷じた。⁽²⁾そして、最も精微を極める馬非百氏の検討は、十六篇の内容を一人一時の作ではないとしながらも、ついに最終的には王莽時代の人物の作品だと結論する。この結論は「證據薄弱」として、つとに郭沫若氏や容肇祖氏によつて批判された。⁽³⁾しかし馬氏は屈せず、近年に至つてさらに修訂を加えて陣容を固めてゐる。郭氏は漢代の文帝・景帝ごろの文章と考え、容氏もおおむね漢初のもので中には戰國期のももあるとするが、いずれも論證はない。文・景期のものとしてやや論證を加えたのは町田三郎氏である。⁽⁴⁾

では、輕重篇はひつきょういつごろのものとするべきであらうか。小論は、主として輕重諸篇の内容の吟味をとおして、この問題に迫るものである。そして、それには、成立の事情、まとまりの意味、ないし經濟思想としての特色なども、検討されなければならない。

一 輕重諸篇の吟味

まず輕重十九篇の篇名をあげてみよう。

68	〔匡〕乘馬(1)	69	乘馬數(2)	70	問乘馬(3)	71	事語(4)	72	〔山〕海王(5)
73	國蕃(6)	74	〔山〕國軌(7)	75	〔山〕權數(8)	76	〔山〕至數(9)	77	地數(10)
78	揆度(11)	79	國准(12)	80	輕重甲(13)	81	輕重乙(14)	82	輕重丙(15)
83	輕重丁(16)	84	輕重戊(17)	85	輕重己(18)	86	輕重庚(19)		

この表を見てすぐ気がつくことは、第八十の輕重甲以下の七篇とその前の十二篇とでは、篇名のつけ方が違っていることである。これはそのまま内容の違いにも通ずることであろうか。明の朱長春の『管子權』では「甲乙等の七篇は文義にも鄙淺で觀るに足らず、〔前の〕十二篇で輕重の本義は盡されている。」と評する。のちに述べるように、確かに輕重甲以下では文章も読みやすく興味本位の作とみられる通俗化の傾向が目立っている。朱長春の評はおおよそのこととして承認されてよいが、これと別に、いわゆる輕重とは甲乙以下の七篇だけであつたろうとするのは、石一參『管子今註』の説である。⁽⁵⁾石氏は、司馬遷が『管子』の乘馬・輕重・九府などの篇を讀んだという『史記』の記載にもとづいて、前の十二篇を乘馬と九府とに當て、後の七篇を輕重に當てて、「乘馬は自ら乘馬、輕重は自ら輕重、顯然として各々殊なる」という。

石氏の説は巧妙である。『史記』齊太公世家の索隱では、「管子に理人輕重の法七篇あり」とあつて、あたかも輕重甲から庚までの七篇が唐代には別行していたかと思えることも、石氏の説を裏づけるかのようである。しかし、實は、甲乙以下とその前とでは内容的に種々關連するところがあつて、簡單に「顯然として各々殊なる」とは言いがたい。たとえば、同旨の重複文がある、匡乘馬・乘馬數兩篇にも物價調整の平準説があり、輕重といふことばも見える、輕重丁篇には「此れを國准と謂う」という説明があつて國准篇との關係を思わせる、などといったことどもは、すべて石氏の説が根據のないものであることを證明している。してみると、甲乙以下とその前とでは、いくらかの違いのあることが考えられるとしても、別個のものではなくて輕重篇としてのまとまりはやはり保たれているとしなければならぬ。

そこで、次の問題はそのままりであるが、輕重諸篇の全體が、おおよそ具體的な經濟問題を桓公と管仲に託して、述べているということは、初めに述べておいた。ところが、その通例とは違つた篇が二篇ある。桓公と管仲との問答でもなければ管仲のことばでもなく、ふつうの敘述文ないしは議論文として例外の形式を備えているものであつて、第七十三國蕃篇と第八十五輕重己篇がそれである。とりわけ、後者の内容は春夏秋冬の四季のめぐりに應じた時令資料であつて、もちろん時令も輕重の經濟資料とまったく無關係とは言えないとしても、やや異質であることは否めない。これは、筆者がさきに考察したように、他の時令諸篇と一括して考えるべきもので、それがどうして輕重の部に入っているのかは、もちろん理由のあることであるが、ここではしばらく除外することとする。

しかし、もう一つの國蕃篇の方は除くわけにはいかない。こちらは、形式こそ異例であるが、その内容は重要な經濟思想で満たされ、しかも、他の輕重諸篇と重複する文章が多くて、相互の密接な關係が考えられるからである。『漢書』食貨志には管子の輕重の説明があるが、そこで引用される文章も、この國蕃篇の文である。少くとも後漢の時代に、國蕃篇が管子輕重の代表的文獻と考えられていたことは、まちがひなからう。この篇は、形式的に異例であるといふことによつて、むしろ特別な検討を加える必要がある。清の何如璋は、この篇を管子の自著とみなして經言の部にあげたが、その考(7)えはやや形を變えて石一參や馬非百氏にもうけつがれている。それは果たして正しいであらうか。

次に問題となるのは、おおよそ一定の主題を中心としたままとまりのある篇と、そうではなくて、個別的な種々の問題にわたる短章をよせ集めたように見える篇とがあることである。たとえば、海王篇は鹽鐵の統制によつて國家の收入をはかることを述べており、地數篇は地理的條件や自然資源の經濟的利用を説くもので、それぞれに篇名とも合致するはつきりしたままとまりを持つものである。しかし、輕重甲篇以下では、己篇が時令としてままとまっているのを除くと、いずれも一つの問答ごとに別個のことを述べていて、全體としての脈絡もなければ、またそのままとまりもはっきりしない。丁篇と戊篇とを比べて、戊篇は國際經濟で丁篇は齊の國內經濟を主としているようにも考えられるが、そうすると丁篇の初めの石

壁の謀や青茅の謀の國際性が疑問になる、というわけである。匡乘馬篇から甲篇の前の國准篇までは、海王篇ほどにははつきりしなくとも、おおむね平準の問題とか貨幣關係の論とかに主題がしぼられ、それぞれの問答間の連繋が保たれている。そして、この點で例外と認められるのは、さきにもふれた國蕃篇と、そして別に第七十六の山至數篇と第七十八の揆度篇とである。

これらの現象がどうしてそうなっているのかは、なかなか速断できない。ただ、甲篇以下が「文義鄙淺」と言われていること、國蕃篇が體裁のうえから異質でありながらまた重視すべき内容を備えていると見られたことを考えあわせると、山至數篇や揆度篇にも特別な意味のあることも考えられる。山至數篇の方ももちろん桓公と管仲の問答だけで終始しているが、揆度篇の方では問答の他に「管子曰わく」とだけ書いた章や、その表示すらない普通の文章もまじっていて、やはり體裁上からも變わっていることが注意される。揆度という篇名そのものが何を意味しているか、實はそれも疑問とされているのである。⁽⁸⁾多岐にわたるその個別的な内容は、篇名の意味を定めるうえにも困難をもたらしている。甲乙などの篇名が單なる記號であることは、もとよりいうまでもない。

輕重諸篇を通じての問題としては、文章の重複がかなり多いことも注意しなければならない。それらの文章には微妙な相違もあるが、また文章は違つても主旨を同じくするという例も少なくない。國蕃篇を特に重視して、輕重篇全體の理論綱領だと定めた馬非百氏は、この篇にとくに他篇との重複が多いことに注目して、それは、他の諸篇が問答の形をかりて、この篇の原則を具體的な問題について解釋し、補充し、あるいはその反對意見を提示した結果である、と論じている。⁽⁹⁾それは一つの解釋として尊重されるべきであるが、重複は國蕃篇と他篇との間だけでなく、國蕃篇以外の諸篇の間にも多く見られるからには、それがどうしてそういうことになっているのか、さらに廣く重複の實態を究明する必要があるはずである。そして、この重複文が多いという事實は、輕重十九篇が決して一人一時の作ではないことを證明しているとしてよからう。⁽¹⁰⁾

なお、各篇の長短の差の甚だしいことも氣になることである。この點は輕重篇だけに限らないこともあるが、輕重篇の場合、とくに問題になるのは、篇の分合を恣意的に行なつたのではないかと、疑わせるようなところがあるからである。たとえば、匡乘馬篇の末尾は「此れ有虞の筈乘馬なり」と結ばれるが、次の乘馬數篇の初めは「有虞の筈乘馬すで行なわる」という桓公の間であつて、もともと同篇の連續した文章ではなかつたかと疑われる⁽¹¹⁾。また國准篇は非常に短い篇であるが、丁篇の中に「此れを國准と謂う」と結ぶ説明が二章もあつて、どうしてそれらが國准篇に入っていないのかということが疑問になる⁽¹²⁾。篇としてのまとまりに乏しい甲篇以下では、章ごとに問答の内容が改まるから、甲と乙との區別をどこで切つてもよいといつたようすが見える。張佩綸は輕重諸篇を後人の分篇足數、すなわち後人がかつてに篇を分けて全體の八十六篇の數に合わせたものと見てゐるが、その疑問も全く根據なしというわけにはいかない⁽¹³⁾。

ただ、もし後人がかつてに篇の分合を行なつたとすれば、なぜ篇の長短を不揃いのままにしたり、問乘馬や輕重丙・庚のような亡篇をそのままにしてゐるのかといつた疑問が、また起こってくる。そして、この場合の後人とは、もちろん劉向が八十六篇を定めてから後のことになるが、それを確めるのは至難のことである。暫らくこの問題は保留しておくよりしかたがない⁽¹⁴⁾。

さて、以上は輕重諸篇の成立を考えるうえで問題となることを、その諸篇のありかたに即してとりあげてきたのである。輕重甲篇以下とその前とは、同じ輕重の部に屬するものとしての内容的な關連を持ちながらも、またなんらかの區別があるように見えること、國蕃篇の體裁が特殊であつて、しかも内容的に豊富で他篇と密接な關係にあること、揆度篇もまた何ほどかそれに準ずる様相があること、そして全篇にわたつて重複が多く、全體が一人一時の作とはみられないといつたことともである。では、輕重篇のこゝろした様相はどのように解釋されるべきであろうか。それには、さらに内容にたचितつた考察を必要とするのであるが、それに先きだつて、何如璋の假説に注目しておかねばならない。

何如璋が、國蕃篇を管子の自著と見て經言の部に掲げたことは、さきにふれたとおりであるが、その他の篇について

も、それを二分して考えている。その分け方には二説があつて、一つは輕重甲篇以下の七篇とその前の國蕃を除く十一篇とを分別すること、他の分け方は輕重甲篇以下から己篇を除き、甲篇の前につづく地數・揆度・國准の三篇を加えたグループと、國蕃篇を除いた前半八篇とを分けるのである。⁽¹⁵⁾ 兩説の違いは主として地數・揆度・國准三篇を前につけるか後につけるかであるが、何如璋も迷いがあつたらしく、三篇を甲篇以下と一括する理由は示されていない。要するに、何如璋は二分した前半を「齊史の文」すなわち齊の史官の正しい記録であつて國蕃篇と並んで意味を助けあうもの（互相發明）、後半を「齊東野人の語」すなわち取るにたりない鄙語であつて、前半の文章の斷簡をもとにして偽作者がでたらめに作りあげたもの、あるいは後人が國蕃篇を訓釋したもの、と考へた。

すなわち、これによると、まず國蕃篇が中心となる資料である。石一參もこれを經言にあげ、馬氏がこれを全篇の理論綱領としたのは、みな同じ考へである。次いで匡乘馬以下の前半は、國蕃篇ほど重くはないが、それを補うものとしてやはり重要である。しかし、とくに甲篇以下のグループは後人の附加であつて、ほとんど取るにたりないものだ、ということになる。この三分類は、馬氏もほぼ贊意を表明するところであつて、上に見てきたような輕重篇の諸問題から考えると、確かに一つの目安として首肯できる點がある。ひとまずそれをふまえて、さらに検討を進めることにしよう。

二 輕重諸篇の内部關係

何氏や馬氏の考へに従うと、輕重篇の中では國蕃篇が最も古い中心的なものである。何氏はそれを管仲の自著とし、馬氏は王莽時代のものとするから、その時代的な隔たりは甚だしいが、相對的な古さということでは一致している。絶對的な年代を考へることはあとにして、まず相對的な先後關係を、さきの三分類を念頭におきながら検討することにしよう。それにはこの場合、重複文の比較が最も有効であらう。

まず國蕃篇を中心として、それと輕重甲篇以下との重複を見ることにする。國蕃篇の初めは、十年の蕃えと山海の鑛産

とがあつてもその運用が適切でなければよくないとして、「有餘に據りて不足を制し」「其の通施（貨幣）を執りて其の司命（五穀）を御す」という原則を掲げ、次いで、強奪されると怒るのは人情であるから、王霸の君は抵抗の少ない税の取り方をするという一段に移る。これが輕重乙篇第四段の問答の後半にも見えているが、若干の字句の異同があるだけでなく、順序も變わつていて、乙篇では租税の一段が國蕃篇の第一段の中間に割りこんだ形になっている。これを比べてみると、國蕃篇の方ではそれなりのまとまりを見せているのに、乙篇の方では「故に」ということばで連結しているのに意味の連絡が悪く、乙篇での問答の主旨（壞數を問う）からしてもやはずれている。この點から考えると、乙篇の方には何か錯亂があるようで、もちろん國蕃篇の方が正當に思われる。ただ、乙篇の方で「山海の金」が「山海の財」となっており、「王霸の君」として善い面から説かれていたものが「亡君」となつて悪い面から説かれていたという點は、兩者の直接的な親子関係には疑問を抱かせるものである。

國蕃篇の第四段は「凡そ將に國を爲めんとして輕重に通ぜざれば」に始まつて、「輕重に通じ」「民の利を調通す」ることの重要性を説くのであるが、その後半で、穀物と貨幣との滯藏を戒めて「積聚を散じ、羨（餘）不足を鈞ととのえる」べきことを説く一節は、輕重甲篇の第十三段の管子言とはほぼ同じである。これを比べてみると、甲篇の方が簡潔で論旨がはっきりしており、とくにその最初に、經言の牧民篇の「務めは四時に在り、守りは倉廩に在り」「倉廩實ちて禮節を知り云云」という有名な文を掲げていることが注意される。この牧民篇の文はそれにつづく重複文と必ずしもよく適合しているとは言えないが、それにもかかわらずこれを初めに掲げたのは、やはり文章に重みをつけるための作爲であろう。それからすると、甲篇の方はその簡潔明快な書きぶりからしても、後から整理を加えた文章であるように思われる。

國蕃篇の第七段、「凡そ五穀は萬物の主なり」で始まる一段には、室廡・六畜・田畝・正人・正戸の五者によつて稅收を計るのを善くないとする一文があるが、輕重甲篇の第六段の問答では「寡人、室屋に籍せんと欲す」という問いを「不可なり」と退けたあと、萬民・六畜・樹木とつづき、「然らば寡人、安くに籍して可なるや」という問いに管子が「鬼神

に籍せよ」と答える文章がある。鬼神に籍するというのは、後文によって、實は祭禮を興こして附隨的に稅收をはかるとだとわかるが、桓公も「忽然として色を作し」たとあるように、讀者の意表をつく表現である。甲篇の文章には、確かにわかりやすく面白く作られたようすがある。ちなみに、甲篇のとよく似た問答は海王篇の初めにもあるが、そこでは「唯だ山海に官せよ」と答えて、鹽鐵專賣論へと進む前提として落ちつきを得ている。

實際、輕重甲篇以下では讀み物として話を面白くする工夫が見えて、それだけに通俗化が目立っている。たとえば、甲篇の第八段では齊の北澤が焼けたことで管子が豫言をする。一年たつてその豫言どおり、農民が豊かになつて租稅も早く收められる。その理由をたずねると、薪の値段があがつて農民に餘裕ができたからだと答えられる。また乙篇の第七段には「素賞の計」というのがあつて、戰爭に先きだつて豫め軍功とその賞とを個別的に約束し、それによって死力を盡くさせて利を收めると、賞金の實際の出費は不必要になつたという。同じく第九段には「號令に籍す」ということがあるが、これは、國蓄篇の末尾で、令の緩急によつて物價の變動が起ることに注目して、そこから國の收入を得ようとするのは異なり、偽りの命令を出して民間の積財をはき出させるという、むしろ權謀色の強いものである。

輕重丁篇に進むと、この權謀的色彩は一層強くなる。第一段の「石壁の謀」は、天下の諸侯が天子に朝見するのに必ず齊で作つた石壁を用いることを定め、それによつて齊の經濟を豊かにしたというもの、第二段の「青茅の謀」も同類、第三段も「富商蕃賈稱貸の家」の力を弱めて農民を保護しようとする主旨の長文ではあるが、本來價值のない「鑿枝蘭鼓」とひきかえに稱貸の家の券契を破棄させるという骨子は、やはり前と同様である。これらは、情況によつて物の價值が變わるという經濟原則を示すものではあるが、むしろ利益を收めるためにことさらに他を欺くという權謀的性格が中心になつて、話の面白さを盛りあげている。『漢書』藝文志によると、齊の關係で「太公の謀八十一篇」という書物もあつたらしいから、權謀と管仲が結びつくのも理由があるとは思えるが、それにしても幼稚である。丁篇の第十一段や第十二段では、また商人の勢力を抑えるためにわざと川を作つて水禽を集め、商人を遊ばせるとか、布帛の増産をはかるために街路

樹を伐つて人々を休息させないとかいった、いささか兒戯に類するようなことまで書かれている。

以上を總合して考えると、國蕃篇がそれなりの重厚さを備えているのに對して、輕重甲篇以下では讀み物としての面白さをねらつた通俗的な風氣があり、それに應じて文章も内容も新しいものと見られることは、やはり先人の考えたとおりである。相對的な先後ということになれば、國蕃篇の方を古い成立とみるのが自然であろう。ただ、それでは國蕃篇を承けて甲篇以下ができたのかとなると、それには前にもふれたような疑問もあつて、にわかになんかそれを肯定することはできない。

たとえば、國蕃篇第九段には「玉は禹氏に起こり、金は汝漢に起こり、珠は赤野に起こる。東西南北、周を距たること七千八百里」の遠方險絶の地にあるがために、先王はとくにそれらを珍重し「珠玉を上幣と爲し、黄金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲し」という貨幣論があり、それが乙篇第一段の中にも見られるが、そこに文章の違いがある。乙篇では、全體に簡略であるのに「汝漢、右衢」、「赤野、末光」、「禹氏の旁山」と餘分の語があり、「東西南北」という意味のわからない四字はない。そして結末の文章は、國蕃篇では「上中下の三幣を握つても暖にも飽にも益はないが、先王はそれによつて財物を守り民事を御して天下を平らかにした」とあるのに對して、乙篇の方では「先王はその中幣（黄金）を高下することによつて、下幣と上幣との作用を制禦し、天下を足らしめた」という。これを比べあわせて考えてみると、三幣を説く主意としては乙篇の方がまとまりがよく、國蕃篇の方がむしろ資料の寄せ集めで主意もはっきりしていないことが思われる。當然、乙篇が國蕃篇の文を利用してそれを簡略にしたというようには見られないのであるが、果たして、同類の文はまた地數篇第三段と探度篇第十二段との管子の對語の中にも見えていて、それぞれにくらかの違いはありながらも、みな金中心の貨幣論を説くのが主意であつて乙篇と完全に一致している。乙篇は國蕃篇に依據したのではなく、國蕃篇がむしろ雜湊で異質だという現象がここにはある。

そして、この現象はただここだけのことではない。國蕃篇第七段では「凡そ五穀は萬物の主なり、穀貴なれば萬物必ず

賤、穀賤なれば萬物必ず貴」と、穀を中心とする物價論があり、人君はそれを操って利益を収めるから、「萬民、籍（税）なくして、國利、君に歸す」と結ばれるが、乙篇第十一段では同じことが言われながら、それは「任商[△]の利を殺ぎて、農夫の事を益す」るためだとされている。そしてこの農民保護、つまり農業經濟の安定を主とする立場は、乘馬數篇第三段の同文の前後でも共通している。また國蓄篇第六段には、農事のために預め資力を貸與する稱貸のことが述べられているが、それも「是の故に民に廢事なくして、國に失利なし」と、國益の追求が主意となっている。しかし、甲篇第一段で「長假（長期貸與）」を言い、丁篇第三段・第九段で「稱貸の家」から「券契」をとりあげてことを述べるのは、山國軌第四段で「無貨の家には皆これを假す」と述べる一節などとともに、もちろん國益にかかわるとはいえ、農民生活の保護に直結する書き方である。國蓄篇でも「故に大賈蓄家も吾が民を豪奪するを得ず」というような民への配慮もあるけれども、それは直ぐつづいて「國に失利なし」という國家目的へと收斂されている。國蓄篇は、他篇と重複した同じ資料を使いながら、國利の追求を第一として編成されているように思われる。

國利あるいは國君の利益が第一だということは、そのためには民の利を奪う場合もあるとされることで、はっきりしている。國蓄篇の第五段では「民は餘あるものにはこれを輕しとす、故に人君はこれを斂むるに輕きを以てす。民は足らざるものにはこれを重しとす、故に人君はこれを散ずるに重きを以てす。……故に君必ず十倍の利あり」と言われている。國蓄篇を除く前半の諸篇では、君民關係をこのような厳しい利害對立の形であらわしたところはない。むしろすでに見たように農民の生活への配慮が強く、山權數篇第四段では「民の能く農事に明^とむる者」「民の能く六畜を蕃育する者」などに賞金を與えることまで言われている。山權數篇のこの前後では仁や慈孝の徳を表彰したり、『詩』『春秋』『易』などを學ばせたりすることも言われているから、この邊りには儒教の影響もあるのであろう。しかし、それはともかくとして、國蓄篇の特色はほぼ十分に理解されたであろう。

さて、國蓄篇の特殊性をここまで見てくると、それを經言ないしは輕重全體の理論綱領として、とくに古い傳承を持つ

もののように考えることが正しいかどうか、むしろ疑問に思えてくる。他の諸篇とは異なったその文體は、確かに原理原則を述べたたものようであるが、それは商業手段によって國利をはかるという一つの立場のもとに、經濟原則的なことばを集めて新しく編纂したものだ、というようにも考えられる。輕重甲篇以下の諸篇が、全體として、その内容からも文體からも國蕃篇よりは新しい様相を備えているとみられることは、さきに考察したとおりであるが、しかしその親子關係はそれほどはっきりせず、むしろ別に基く所もあつたやうで、中には國蕃篇とは違つていて、それ以外の前半諸篇とよく合致するという場合もあつた。この情況からすると、甲篇以下がふまえたであろう祖本として國蕃篇だけを立てることには疑問があり、もし國蕃篇を立てるなら他の前半の諸篇の中にも祖本を設定する必要がある。しかし、そのような複数の篇にまたがった祖本というものは、當然にも原初の形からはすでに變形していると思ふべきであらう。してみると、今の輕重諸篇のなかでは、國蕃篇と匡乘馬篇以下の前半諸篇とがやや古く、甲篇以下が新しいとしても、それらは親子關係ではなく、別にそれらが共通にもとづいた一つの祖本があつたのだ、というように考えるのが、むしろ妥當なことと思われる。

といったい、「輕重」という篇名は『史記』管晏列傳の贊に見えるのが最初である。司馬遷はそこで「管氏の牧民・山高・乘馬・輕重・九府」を讀んだと言っている。劉向の『欽錄』ではこれを引用したうえ、「山高は形勢篇のこと、九府は民間に傳わつていない」と述べている。そのことばどおり九府篇はその八十六篇の篇目にも入っていないから、ひとまず考えようがないとして、問題は輕重篇である。牧民・形勢・乘馬の三篇は、今の『管子』でも經言に入っていて、それだにまたまった一篇であるのに、輕重だけは甲から庚までの七篇、さらに輕重の部の前半を合わせると十九篇もあつて、それがまた文章も内容も複雑で、司馬遷がこれらを読んで牧民や形勢と並べあげたと考えるには、かなりのむりがある。そこで、馬非百氏などは『史記』の記載を後人の附加文として抹殺しようとするのであるが、これはすでに容肇祖氏の批判もあつたやうに、とうてい従いがたい。『史記』の中では、管仲と輕重との關係を示すものが、平準書を初めとして多

見しているからである。⁽¹⁶⁾ 司馬遷は確かに輕重篇を讀んだのであろう。そうすると、問題は、その輕重篇とはどんなものであったか、ということである。

さきに、一つの祖本を假定したのは、この司馬遷が讀んだテキストとして考えたのである。現存の十六篇の中の一編を、たとえば國蕃篇などを、司馬遷のテキストに當てることは、容易に思いつくことではあるが、それがそう簡單にゆかないことは、さきの吟味によって明らかにされたとおりである。今は、はっきりしないけれども一つの原本があつて、それが種々の立場で繼承され展開されたものが現存の十六篇だ、と考えておくのが最も妥當に思われる。

このごろ考えるのは、古典の重層的成立ということである。中國の古典では、一つの書物あるいは一篇の中で、新舊の資料がまじりあつてゐる例は少なくない。『中庸』などはすぐ思ひ浮かぶその例であるが、この『管子』もまたそうである。そして、その現象は、もちろん後世の錯亂ということもあるが、また成立時の故意の編集もあると考へなければならぬ。古い材料を寄せ集めて、そこに新しいことばを書きそえながら、それぞれの主旨にそつて新しい篇を合成するという作業は十分ありうることである。あるいは多少の改變はそれを改變者も意識せず、古いままの祖述として通用させるということもあるだろう。『管子』の書について、新出土の「王兵」篇との比較を試みた舊稿でも、そのことを實證することができた。⁽¹⁷⁾ 古い材料をふまえて、その上塗りをして仕上げていく。そして、それをくりかえす。重層というのはそのためである。輕重篇の原本は、恐らく主要な經濟法則や術策をまとめたものであつたであらうが、活潑な經濟動向のなかでそれを利用して重層的な新篇を作りあげる者が數多くあらわれ、こうして十九篇にまでふくれたというのが、恐らくその實情であらう。もちろん、原本は劉向の段階で亡失していた。それはまた、十九篇の中にその多くが吸収されたためであつたらう。

要するに、輕重諸篇の中では國蕃篇が特殊な一篇として存在し、それを除いた匡乘馬篇以下の前半と甲篇以下の後半とに三大別することができる。そして、甲篇以下がやや新しい成立と思われるが、全體の關係は親子關係であるよりは兄弟

關係であるとみられ、共通の祖本としての原本があつてそれから多様な發展をとげたものが今の諸篇であろうというのが、この節で考へた結論である。では、それはいつごろのことか、またどのような背景のもとに作られたのであろうか。

三 輕重諸篇の成立とその時代

さきには輕重諸篇の相對的な先後關係を吟味したのであるが、いよいよその絶對的な成立年代を考察する段階になった。ただ、それに入る前に、それを考察するための前提ともなる、成立の背景としての重要な一事について述べておきたい。それは輕重家と名づけられる専門學派の存在である。一篇の原本が十九篇にもふくれたとすれば、それは華々しい輕重家の活躍を前提にしてこそ可能であつたとも見られるであらう。

「輕重之家」ということは、輕重諸篇のなかで三度だけ出てくる。まず乘馬數篇第二段では「彼れ物輕ければ泄らされ、重ければ射らる、此れ鬪國相い泄らし、輕重の家相い奪うなり」とあり、物價の變動に乗じて巨利を收める投機家なしいは相場師の様相を備えている。この場合の「家」は、上の「國」と對して、他篇で「大賈蓄家」などと言われる場合と同様に豪家をさすと見ておくことも可能である。しかし、次の山至數篇第七段では、諸侯の身内の財産争いを取りあげ、兵戦になるだけでなく、「輕重の家、復た其の間に遊ぶ」という。「遊」の字は比喩的な意味もあろうが、權力者の間をとびまわつて游説する活動的な様相もうかがわれて、單なる豪家ではなさそうな感じがある。そして、注目すべきは輕重甲篇第十四段の問答である。

まず、桓公が兼併蓄藏の害を除くために「并財を分かち積聚を散ずる」方策を質問すると、管子は「唯だ輕重の家、能くこれを散ずと爲すのみ。請う、以て輕重の家に令せん」と答える。桓公は「諾」と應じて、さてそれからである。五乘の車を用意して癸乙という人物を周の下原から迎え、重臣の管子・寧戚らとともに四人の座になつて、「輕重の數」を質問する。そして、癸乙はまさしく「萬物が通じ運つて賤（廉價）になる」方策を教えるのである。その長廣舌の途中には

「管子、肩を差なべて問う」という一幕さえ挿入されている。注意したいのは、ここで頼みとされている「輕重の家」とは癸乙のことであり、それはまた多分に游説家の様相を備えているということである。もちろん、この人物は單なる辯説の士ではないかも知れない。さきの二つの用例と合わせて考えれば、實際に投機トウキの利益を収める實踐家でもあったかと思われる。しかし興味深いのは、その經濟コンサルタントとでもいふべき役割である。そして、それを單なるフィクションではなく現實の反映であるとみることが、恐らく誤りのないことであろう。

癸という姓は珍しい⁽¹⁸⁾。それがまた癸度という姓名で輕重乙篇と丁篇とに見える。乙篇の方は「武王、癸度に問うて曰わく」と始まり、癸度が「金は汝漢の右衛に出で、珠は赤野の末光に出で云云」と答えて、「中幣を高下して下上の用を制する」という、さきに引用した貨幣論を述べるのである。癸度はここでも經濟問題の相談役である⁽¹⁹⁾。丁篇では、管子のこゝとばとして、「昔、癸度は人の國に居り」物價の高下に應じて經濟活動を行なつたといわれている。それは武王——恐らくは周の武王——に質問されていた人と同一の人物であろう。そして、癸乙との關係は不明であるが、癸という姓はもちろん架空としても、ともに輕重一派の理想人として設定されたものであることは、確かであろう。

ここで考えなければならぬのは、癸度篇の存在である。癸度の意味は、文字どおりには慮り考えることであるが、篇の名稱としては必ずしもはつきりしなかつた。張佩綸氏は「輕重諸篇と雜揉重複した内容で、篇名の意味もよく分からない」と言っている。ただ、郭沫若氏は乙篇の「武王、癸度に問う」の一段はもとこの篇にあつたもので、癸度という篇名はそれにもとづいて⁽²⁰⁾、癸度は即ち癸度であると言う。乙篇の一段がそのまま癸度篇にあつたかどうかは疑問であるが、乙篇で癸度の答えとされていた文章が、癸度篇で管子の答えとして重複して見えているのは、確かに兩者の密接な關係を思わせるものである。そこで、癸度を癸度と同じ人名だとすると、それは輕重一派の理想人として設定されたこととみられる人名であるから、それを篇名としたこの篇は、當然にも輕重一派を代表する文獻だと考えられるであろう。この篇が他の輕重諸篇と比べてやや特殊な様相を持つことは、さきに述べたとおりである。問答體と敘述體とがまじっているこ

と、十六段に分けられる内容がそれぞれ別個の問題を扱っていて連続性がないことであつたが、その多様な内容はまた輕重諸篇に多く重複している。國蕃篇に準ずる特色だといつてよからう。

さてその内容であるが、まず篇の初めには、「燧人より以來、其の大會、聞くを得べきか」という桓公の質問に答えた管子が、「燧人以來、未だ輕重を以て天下を爲めざる〔者〕有らず」と言つて、共工・黃帝・堯・舜と歷代それぞれに輕重を行なつてきたことを述べる一段がある。この一段は輕重成篇では「虚戲、國を理めてより以來」となつて、神農・〔燧人〕・黃帝・有虞・夏人・殷人・周人と、一層ものものしくなつてゐるが、もちろんいづれも輕重一派の宣傳文句とみてよいであらう。古い大昔から輕重によつてこそ天下がよく治まつてきたというこの一段は、輕重を賣りこもうとする一派の存在があつてこそ言われることではなからうか。

第三段は「輕重之法に曰わく」という一段である。その内容は「自ら能く司馬たらんと言いながら司馬たること能わざる者は、其の身を殺して以て其の鼓に響らん云云」といった、言行一致ないし名實一致の處罰論である。その結末が「重門撃折も能くせざる者は、亦たこれに隨うに法を以てせん」と言われているように、これは明らかに法律論であつて輕重の術を説くものではない。してみると、それを「輕重之法」というのは、いかにもいぶかしい。これは輕重家の法、輕重一派に適用される法と解釋してこそよく理解できる。彼らは經濟政策を進言し、時には投機的なことにも及ぶのであるから、名實一致の効果がよく重要である。嚴罰を用意しておいてこそ、「敢えて能を姦り祿を誣して君に至る者なし」で、輕々しい進言は抑えられるわけである。この一段もまた輕重家の存在を物語つてゐるとしてよいであらう。

探度篇の内容をこうした觀點から見ると、その第四段以下で、とりわけ第九段で、輕重の原則を次々と羅列的に述べてゐることなども、いかにもこの學派の主張をとりまとめたもののような印象がある。「物價が高ければ物は集まつてくる、安ければ物は去つてゆく。」「物は集藏されると高くなり、分散されると安くなる。」「集中されると少なくなり、」分散されると多くなる。」「貨幣價値が重くなると民は利のために命を投げ出し、軽くなると棄てて用いない。重いか軽いかは發行

の數量によつて調節する。」そして、これらの内容は、國蕃篇・乘馬數・山權數・輕重乙の外、山至數・地數・輕重甲など、輕重諸篇の中にひろく散らばつて重複している。その重複の情況は、さきに見た三分説を勘案すると、國蕃篇の特殊性は前のおりとして、揆度篇は他の兩者にまたがり、國蕃篇を除く前半諸篇を承けて甲篇以下へと展開する仲介の形がある。何如璋の第一説が、甲篇以下の諸篇に揆度篇とその前後の地數と國准の兩篇をあわせて一類としていたのは、あるいはそのためかも知れない⁽²¹⁾が、これは不明である。なお、揆度篇のなかでは、さきの第三段の「輕重の法」は法術の攝取かと思われるが、また「仁義」を述べた儒家との協調や、「神農の教」を述べた農家との協調なども見られる。そして、これも儒家については山權數・山至數・輕重甲・丁などの篇に、農家については輕重甲篇などに見えている。

揆度篇のことは以上に止めるが、要するに、輕重家とよばれる一派の存在があつて、經濟コンサルタントとしての活潑な活動があり、その活動の中から揆度篇を中心とする諸篇が生まれているらしいということである。輕重諸篇の成立には、そうした事情をも考慮にいれなければならない。

さて、輕重諸篇の内容からその成立時代を考へてきた先學の説では、それを王莽時代の成立とする馬非百氏の見解が最も尖鋭である。ただ、氏がその理由として「王莽時代に屬するもの」と指摘する文章は六條あり、その他にいくつかの語彙などを擧げているが、いづれも明確な根據とはしがたいものである⁽²²⁾。

第一は、輕重戊篇の「天子幼弱、諸侯亢強、……公其れ強を弱め絶を繼ぎ、諸侯を率いて周室の祀を起こせ」とあるのを、漢の幼帝は三人いるが、最も狀況のよく合うのは王莽の居攝時代だとする。しかし、かりにその立場に従つてこの文を解釋するとしても、それが王莽時代に限られるわけではない。昭帝から宣帝への移行期、昌邑王賀と霍光との對立、その間における睦孟や夏侯勝らの活動を考えると、その情況に合はぬわけではなからう。第二は黃帝や虞舜のあらわれることを、王莽がとくに彼らを皇祖考としたことの反映だというが、輕重諸篇では兩人を特別な扱いにしているわけでは毛頭

ない。第三は輕重己篇の時令で、夏を赤色に當てないで黄色に當てているのを、王莽が漢の火徳赤色を排して土徳黄色を貴んだことの反映だとするが、これはやはり時令の諸例から考えて、夏の赤色の部分が脱落して季夏の黄色が残ったものと見るべきであろう。おおむね皆この類であるが、第六では國蕃篇で蕃藏のうえ「春は賦（與）して以て繪帛を斂め、夏は貸して以て秋實を收む」と述べるのを、王莽の五均除貸制度の反映であるとする。しかし、これもむしろ内容目的と違っているようだ。國蕃篇のは農民を對象とするだけであるが、王莽では都市の市場統制に及んでいる。なお稱貸のことは賈誼・桑弘羊もまだ言わずというが、それは古く『孟子』（滕文公上篇）の中にも見えている。

馬氏はまた『鹽鐵論』との關係でも、當然にも輕重諸篇がそれを踏襲したものとして、同文一覽表を作って論證につとめている⁽²³⁾。しかし、これもまた本末をいずれにおくか、馬氏の斷案には、容肇祖氏もいうように、成見にとらわれたと思えるものが多い。たとえば、山權數篇第一段で禹・湯の水旱對策を語る一節が、『鹽鐵論』力耕篇では大夫と文學との兩者のことに二分されているのを取りあげて、敵對する兩者が連續する文章を分けて引きあうはずがないから、これは『管子』の方が『鹽鐵論』によって合成したものに違いないというが、もちろん必ずそうとは決められないであろう。通有篇には大夫のことに「管子曰」という引用文があり、『管子』の事語篇ではそれに似た文章を「數に非ず」と否定しているのを取りあげて、管子に否定されているものを「管子曰」として引用するはずがないから、これも『管子』の方が通有篇をふまえて後から作られた證據だという。しかし、これも争辯のなかでのことであってみれば、そうしたルーズな引き方があっても不思議ではないうえに、文章も違っていることを問題にすると、事語篇の引用と定めること自體がすでに誤りであるかも知れないのである。本議篇にも「管子云」という引用があって、それが國蕃篇の文と似ながらまた違っているという事情も考え合わせる必要がある。

いずれにしても、鹽鐵論議の背景として『管子』の輕重篇が讀まれており、それが少なくとも今のものと近似していることは認めなければならないから、それを馬氏のように斷案するのは、容氏もいうように「顛倒錯亂」だとしなければなら

らない。ただ、『鹽鐵論』について考えなければならぬのは、一方で「管子曰」と明言しながら、他面ではそう言わないで今の輕重と類似の經濟言が述べられていることである。これらも『管子』をふまえていると見ておくことは可能であるが、それを輕重諸篇の成立と關係する同時代的な現象だと見ることもできないわけではない。ここで、輕重諸篇を「漢の武・昭時の理財學家の作」と斷定した羅根澤の説をふりかえる必要がある。

羅氏のあげる理由は、國家による鹽鐵の統制や平準は武帝時代に始まること、社會情勢や經濟情況、とくに豪商の兼併という事態は武帝時代の場合に合うこと、そして『鹽鐵論』の内容との近似は共通の背景としての同一學派の存在を思わせるということなどである。このうち鹽鐵については、すでに容肇祖氏が馬氏を論駁するなかで言及しているように、董仲舒の上奏のなかでそれが商鞅によって行なわれたように言われている事實があり（『漢書』食貨志）、輕重についても景帝の時の吳王濞がすでに行なったとされていて（『漢書』本傳）、必ずしも武帝以後と限るわけにはいかない。また『鹽鐵論』輕重篇では、御史の言として「今、大夫君は太公・桓・管の術を修め、鹽鐵を總一し、山川の利を通じて、萬物殖す」と言われている。それによれば、大夫君桑弘羊が鹽鐵政策を行なったのも、『管子』を學んだ結果だとわかる。さらに兼併についても、羅氏自らが龜錯の上書を舉げているように、大商人の壓迫によって「田宅を賣り、子孫を鬻ぐ者」が景帝のころにもいたのである（『漢書』食貨志）。また文帝の時の賈誼が銅山の國營を行なって貨幣政策を立てようとしたのは有名であるが、そこでも「鑄錢を禁ずれば、（錢が少なくなつて）必ず幣價が重くなり、重くなると利益も大きくなるからますます盜鑄が盛んになる」とか、銅を上集中すると、それによって輕重を制禦できる。錢が輕ければ術によってそれを收め、錢が重ければ術によってそれを散じ、幣價と物價とが必ず調節される（貨物必平）などとあつて（同上）、すでに貨幣を中心とする輕重平準が述べられている。輕重諸篇の成立を武・昭期と定める羅根澤の立論も十分とはいえないであろう。では、郭沫若氏や町田氏のように、さらに文・景期へとひき上げるのがよいのであろうか。

ここで、さきに考察した結果を考え合わせる必要がある。まず、司馬遷が讀んだ輕重篇についての問題である。そし

て、今の輕重諸篇が一人一時の作ではなく、また重層的成立といえるような舊資料の補修改作によってできているらしいということである。司馬遷の見たものを今の諸篇の原本だとすると、今の諸篇の成立を文・景期に定めてしまうことにはやや問題があるだろう。中心になる原本とそれを改作した今の諸篇とが武帝の時代に並行して存在した、とみることはもちろん可能であるが、その場合でも、司馬遷が經言に準ずる一篇として原本をとりあげたについては、今の諸篇がまだそれほど完備していなかった、とも考えなければならぬ。

さて、さきに考えた輕重家の存在であるが、そうした一派の活躍した時期はいつのことであろうか。經濟コンサルタントのような存在は、もちろん戦國時代からあったと考えてよい。しかし、ここで問題にするのは、輕重篇の内容と結びついたそれである。『史記』の貨殖傳によると、春秋末期の計然がすでに「平糶齊物」を行ない、「其の有餘不足を論じて貴賤を知り」、貴なれば出し賤なれば收めて流通をはかったというが、それが歴史事實であったとしても、これは經濟情況の整備であつて、直接的な營利手段ではない。だからこそ、「これを修むること十年にして國富む」であつて、十年の歲月を要するのである。貨殖傳の記載は、以下に大商人の活躍を列敘するが、鹽や鐵や牧畜で巨利を獲得するといった情況は、輕重篇の内容からすれば單純に過ぎる。輕重篇の特色としては、物價の高下を自由にあやつつて賣買の利益を收めることであつて、そこに貨幣操作をもともない、とりわけ直接に國利の増收をはかることであつた。この情況は、『史記』で言えば平準書のなかの記述と最もよく應じている。それはやはり漢になつてから、とりわけて武帝期の桑弘羊の事業である。

そこで、漢になつてからの情況をふりかえると、輕重家の活躍する時期としては、やはり文・景期と武・昭期とが考えられる。前者については國初以來の消極的經濟の建てなおし、賈誼と賈山と鼂錯の活動がそれを裏づけている。また後者については武帝の後期、まさに桑弘羊らの活躍した情況そのものがそれを證明している。時代はなお諸子百家の活動の餘韻をとどめていた。彼らはこの間にあつて、種々の經濟政策を説いて當路者に訴えたのであろう。そして、その一部で

は、『管子』を學びながら補修増幅の改作や新作の筆を加えもしたのであろう。

輕重諸篇は一人一時の作ではない。それを分析して考えたさきの考察からすれば、まず國蕃篇の特殊性が明らかになった。ここでは、民衆の生活への配慮よりも國家人君の利益が中心となっており、また農本立場が他篇と比べて稀薄である。この特色は、『鹽鐵論』に見える大夫の立場に近い。容肇祖氏は「輕重篇の目的は利民富國にあり……桑弘羊らの目的は國用を補うために巧取豪奪するにある」と言つて、兩者の違いを強調するが、國蕃篇が例外であることに注意して(25)いない。桑弘羊が管子の輕重を學んでその政策を實施したということ『鹽鐵論』に見えていたから、國蕃篇はそうした桑弘羊をとりまく一派の人々によつて編纂された可能性が強いであろう。そして、その他の篇は、匡乘馬篇以下の前半は恐らく文・景期ごろから次第に成立してきたもので、探度篇をふくむ輕重甲篇以下は、國蕃篇と並行しながらも、やや後れた成立となるのであろう。

ただ、今の輕重諸篇にはそれらもとづいた原本があつたとみられるから、たとえば國蕃篇にしてもそのすべてが武帝時代の創作だということにはならない。その經濟原則を述べることは、とりわけ他篇と重複するものには原本を承けたものが多いのであろう。原本がどのようなものであつたかは、はっきりとは考えようがないから、その成立時代もまた不明である。ただ、今の輕重諸篇の經濟思想としての特色は、さきに述べたように漢代的なものと思われるから、司馬遷が牧民篇や形勢篇のような經言の諸篇と並べ擧げた輕重篇は、もつと素朴な内容のものであつたに違いない。あるいは、平準書で計然のところに書かれているものと、同類のものであつたかも知れない。

結 び

以上、輕重篇の成立を考えた結果をとりまとめると、おおよそ次のようである。

まず、司馬遷の讀んだ輕重篇が原本として存在した。それは戰國以來の傳承を持つものであつたかも知れない。しか

し、文帝期のころから盛んになる國家經濟の建てなおしに應じて輕重家という一派の活動が盛んになり、原本をふまえながら逐次いまの諸篇を作ることが行なわれた。その時期は文・景期から武帝の末年ごろまでにわたっている。そして、その中間には桑弘羊らに連なる一派の文獻もあつた。これらが今の輕重諸篇である。それは、恐らくは戰國時代の成立である原本を吸収して、漢代の經濟情勢にあわせて作りあげられた雜篇の集積である。原本はこれらが作られていく過程で次第に生彩を失い、やがて前漢末、劉向の編定の時には喪失していたのである。

註

- (1) 馬非百『管子輕重篇新註』(一九七九年中華書局版)の出版説明参照。日本では木村英一『管子』輕重篇について(一九六〇年『福井博士頌壽記念東洋思想論集』)、町田三郎『管子』輕重篇について(一九六三年『日本中國學會報十五集』)などがある。
- (2) 黃漢『管子經濟思想』(一九三六年商務印書館)、羅根澤『管子探原』(一九三一年中華書局)、『諸子考索』一九五八年人民出版社に收載。
- (3) 馬非百『關於管子輕重篇的著作年代問題』(『歷史研究』一九五六年十二期。註(1)の一九七九年版『新註』に修訂のうえ附載されている。郭沫若ら『管子集校』(一九五六年科學出版社)上册三頁引用校釋書目提要。容肇祖「駁馬非百」關於管子輕重篇的著作年代問題(『歷史研究』一九五八年一期)。
- (4) 註(1)の町田氏論文。
- (5) 石一參『管子今註』(一九三八年商務印書館)外篇第三卷。
- (6) 拙稿『管子』中の時令思想(一九八三年『集刊東洋學』第五十號)。
- (7) 何如璋『管子析疑』總論および輕重甲篇。未見。いま馬非百氏の引用(『新註』二二二、三頁)による。『管子集校』の引用校釋書目提要によると、光緒十二年の完成で、稿本は上海市歷史文獻圖書館に藏されているという。
- (8) 『管子集校』一一五九頁參照。この問題については後述する。
- (9) 馬非百氏前掲書二二二、三頁。
- (10) 安井息軒は『管子纂註』輕重甲篇(二十三卷二十二丁裏)で、金の平價が探度篇の場合と異なることをあげ、異時の文であるうという。また馬非百氏は前掲書五六三頁で、乙篇と海王篇との間で、山鉞の國營に對する態度が違ふことをあげ、一時一人の作でないことの證としている。
- (11) 『管子集校』一〇二五頁姚永概の説を參照。
- (12) 張佩綸『管子學』國准篇(民國六十年臺灣商務印書館景印本二四四一頁)。
- (13) 張佩綸前掲書、乘馬數・問乘馬・事語などの篇題注を參

照。

(14) 目錄學による検討では、今本が劉向の定めた八十六篇本に連なることを疑わせるような徴候はない。篇の分合がかりに行なわれたとしても、内容を變更するようなものではなかったであろう。この點の詳述は別稿にゆずる。

(15) 何如璋『管子析疑』の總論では後説、輕重甲篇のところでは前説である(馬非百氏の引用による)。

(16) 馬非百氏前掲書二九〇三二頁、容肇祖氏前掲論文(註(3))參照。『史記』では齊太公世家・平準書・貨殖列傳・管晏列傳に見えている。馬非百氏は、それらにもついで輕重という篇名が立てられ、また内容も偽作された、と見ている。

(17) 拙稿『管子』中の強兵思想(一九七九年『森三樹三郎博士頌壽記念東洋學論集』所收)。

(18) ちなみに『百子全書人名索引』(東北大學油印本)をみると、この姓は『管子』に出るだけである。

(19) 張佩綸氏は、癸度は篇名の揆度を誤って人名としたものだというが(『管子學』二四〇五頁)、それは逆であろう。癸度と揆度を同じだと考えたのは張文虎であって、篇名も人名だとするのが正しい。郭沫若氏は「武王」を「威王」に改めよというが武斷である。次に掲げる丁篇の語に「昔者」とあるのを見れば事は明白である。

(20) 『管子集校』一一五九頁、揆度篇名下の註。

(21) 地數篇には伊尹・黃帝・武王が、國准篇には黃帝以下五代の王が輕重の術を行なつたとされていて、揆度篇第一段との關係が思われもする。

(22) 馬非百氏前掲書一八〇二八頁。

(23) 馬非百氏前掲書三八〇五〇頁。

(24) 羅根澤氏前掲書(註(2))四八九〇四九九頁。

(25) 容肇祖氏前掲論文(註(3))。

THE FORMATION OF THE *QINGZHONG-PIAN* 輕重篇
OF THE *GUANZI* 管子

KANAYA Osamu

In this article, I would like to examine the 16 sections of the famous *Qingzhong-pian* as an economic document and define the time and circumstances of its formation through a content analysis. The contents of this chapter shows its particular complications, as there are frequent repetitions, and as on the whole one may say that it was certainly not written by one person and at one time. Even though there seems ultimately to have been a single source for the present text, we must analyze it as a multilayered document originating in the source through intermediate stages. Seeing these 16 sections as such, one can divide them into three major parts. In addition one can define the authors of these sections as a group of Qingzhong school 輕重家 who were economical consultants.

Comparing the traditional theory of the formation of this chapter with its extant contents, I have come to the conclusion that it was probably put together in the Han dynasty. In this connection I reached the conclusion that probably existed source such as Sima Qian 司馬遷 first understood. That is, in the period from Emperors Wen 文帝 and Jing 景帝 to the end of the reign of Emperor Wu 武帝 the Qingzhong school compiled the *Qingzhong-pian*. This corresponds perfectly with the tripartite division of the contents mentioned above.

In summary, the various sections of the *Qingzhong-pian* extant today were probably compiled under the Han and is basically identical with the original source from the Warring States period. But the present text also reflects to some extent the economic situation of the Han period to the reign of Emperor Wu, in slight alteration of the contents.